令 和 ８ 年 度
福岡県国民健康保険運営協議会①
資 料 ４ － ２

国民健康保険事業費納付金の算定（答申素案）
新旧対照表

令和８年１１月４日

福岡県医療保険課

新	旧（令和７年度答申）	修正理由
１　国民健康保険事業費納付金制度の概要 （中略） 国ガイドラインでは、県内の市町村間の医療費水準の差異や市町村の意見を踏まえつつ、県内での保険料水準の統一の取組を加速化させる必要があるとされている。 **２　保険料水準の統一** （１）保険料水準の統一に向けた基本的な考え方 保険料水準の統一によって、医療費水準が低い市町村の保険料負担が増加することになるため、医療費適正化、健康づくり、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するとともに、医療費水準の格差是正といった課題解決に取り組む必要がある。	**１　国民健康保険事業費納付金制度の概要** （中略） 国ガイドラインでは、将来的には、保険料水準の統一を目指すこととし、納付金に反映させる医療費水準の程度については、市町村と十分協議し、決定することとされている。 **２　保険料水準の統一** （１）統一に向けた基本的な考え方 保険料水準の統一によって、医療費水準が低い市町村の保険料負担が増加することになるため、医療費適正化、健康づくり、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するとともに、医療費水準の格差是正といった課題解決に取り組む必要がある。 よって、課題解決に取り組みつつ、段階を踏んで保険料水準の統一を目指す。	国ガイドラインの改定に伴い、文言を調整 国保運営方針の表記に合わせ、文言を調整

新	旧（令和７年度答申）	修正理由
（２）本県が目指す統一の姿（定義） 県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料であることを「完全統一」とする。	（２）統一の目指す姿 保険料水準の統一については、県内において、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一（医療費指数反映係数α＝０）」の大きく２つの手法がある。 本県においては、将来的には、県内の保険料水準の「完全統一」を目指すこととし、まずは「納付金ベースの統一」から実施する。	統一に係る方針の整理（ロードマップ）に合わせ、文言を調整
３　納付金の算定方法 各市町村の納付金算定にあたっては、県全体の保険給付費等の見込額から公費等の見込額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。 なお、2028（令和 10）年度以降の納付金は、県全体で必要となる納付金の総額を医療費水準、所得水準及び標準的な収納率に応じて、各市町村に按分する。	**３　納付金の算定方法** 各市町村の納付金算定に当たっては、県全体の保険給付費等の見込み額から公費等の見込み額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。	国保運営方針の表記に合わせ、文言を調整・追加

新	旧（令和７年度答申）	修正理由
【2027（令和９）年度までの納付金算定式】 市町村の納付金額 ＝（県全体で必要となる納付金の総額） ×｛α(2)×（年齢調整後の医療費指数(1)－１）＋１｝ ×｛β(3)×（所得（応能）のシェア）＋（人数（応益）のシェア）｝／（１＋β） ×γ(4) 【2028（令和 10）年度以降の納付金算定式】 市町村の納付金額 ＝（県全体で必要となる納付金の総額） ×｛α(2)×（年齢調整後の医療費指数(1)－１）＋１｝ ×｛β(3)×（所得（応能）のシェア）＋（人数（応益）のシェア）｝／（１＋β） ×標準的な収納率 ×γ(4) （中略）	【納付金算定式】 市町村の納付金額 ＝（県全体で必要となる納付金の総額） ×｛α(2)×（年齢調整後の医療費指数(1)－１）＋１｝ ×｛β(3)×（所得（応能）のシェア）＋（人数（応益）のシェア）｝／（１＋β） ×γ(4) （中略）	国保運営方針の表記に合わせ、算定式を追加

新

（２）医療費水準の反映（医療費指数反映係数αの設定）

2025（令和７）年度納付金算定から、医療費水準の反映の程度を下表のとおり縮小させ、2033（令和 15）年度にα＝０とすることを目指す。

【αの設定】

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
αの値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.375	0.25	0.125	0

旧（令和７年度答申）

（２）医療費水準の反映（医療費指数反映係数αの設定）

2025（令和７）年度納付金算定から、医療費水準の反映の程度を毎年度 0.1 ずつ縮小させ、2029（令和 11）年度までにα＝0.5 にする。

αの縮小にあたっては、保険料の急激な上昇を抑えるための緩和措置を確実に講じる。

【α の縮小に伴う緩和措置】

① 納付金の増加及び減少に対する緩和措置（市町村間の分かち合い）

$$\left(\frac{\text{納付金額}}{\text{（当該年度のα）}} - \frac{\text{納付金額}}{\text{（α＝１）}}\right) \times \text{各年度で定める割合（※１）}$$

年　度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
α の値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5
割合（※1）	－	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6

② 県財政安定化基金（財政調整事業分）活用による納付金増加市町村への緩和措置

$$\frac{\text{αの縮小の影響による対前年度納付金増加額}}{\text{（※２）}} \times \left(\frac{\text{保険者努力支援制度（取組評価分）得点率}}{\text{（※３）}} + \text{調整係数（※}\right)$$

（※２） 前年度における緩和措置（市町村間の分かち合い及び県財政安定化基金の活用）を適用した後の納付金額からの増加額

（※３） 納付金算定年度の前年度の得点率を使用

（※４） 財政安定化基金（財政調整事業分）の残高や保険者努力支援制度の得点率等の状況等を勘案し、各年度で一定の調整係数を加算する

③ 納付金額増加市町村への特別交付金（県繰入金２号分）の交付

$$\left(\frac{\text{納付金額}}{\text{（当該年度のα）}} - \frac{\text{納付金額}}{\text{（当該年度のα＋0.1）}}\right) \times \frac{1}{2}$$

修正理由

統一に係る方針の整理（ロードマップ）に合わせ、文言を調整

統一に係る方針の整理（ロードマップ）に合わせ、図表を更新

新	旧（令和７年度答申）	修正理由
（中略）	（中略）	
（７）標準的な収納率 2028（令和 10）年度以降の納付金算定に用いる標準的な収納率については、市町村ごとに設定することとし、各市町村において実現可能な水準となるよう、実績収納率を基本として、「保険料水準の統一に向けたロードマップ」に記載のとおり設定する。		国保運営方針の表記に合わせ、項目を追加
（８）その他の事項 ① 高額医療費（レセプト１件 80 万円超）を共同負担する。 ② 納付金の総額に加算する県の事業費については、保険者努力支援制度の都道府県分の交付見込額の範囲内とする。	（７）その他の事項 ① 高額医療費（レセプト１件 80 万円超）を共同負担する。 ② 納付金の総額に加算する県の事業費については、保険者努力支援制度の都道府県分の交付見込額の範囲内とする。	項目番号の修正
４ 統一に向けた段階的な取組 被保険者への影響や市町村の負担等を考慮し、次のとおり、保険料水準の統一に向けた取組を段階的に進める。 【統一の取組】 第二期国保運営方針（R6～11 年度：R9 中間見直し） 第三期国保運営方針（R12～17 年度：R15 中間見直し） 年度：令和 9 / 令和 10 / 令和 11 / 令和 12 / 令和 13 / 令和 14 / 令和 15 統一の取組 α の値：0.7 / 0.6 / 0.5 / 0.375 / 0.25 / 0.125 統一の取組 歳出・歳入の相互扶助の割合：反映しない / 1/6 / 2/6 / 3/6 / 4/6 / 5/6 統一の取組 標準的な収納率の反映割合：反映しない / 1/6 / 2/6 / 3/6 / 4/6 / 5/6 完全統一		国保運営方針の表記に合わせ、項目を追加

新	旧（令和７年度答申）	修正理由
５　統一に係る緩和措置 　保険料水準の統一を進めるにあたっては、保険料の急激な上昇を抑えるため、ロードマップに記載の緩和措置を講じる。		国保運営方針の表記に合わせ、項目を追加
６　不断の検証等 　納付金の算定方法については、市町村の医療費の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。 　また、国保運営方針に基づいて、保険料水準の統一にあたっての課題の解消に向け、検討を進めるものとする。	**４　不断の検証等** 　納付金の算定方法については、市町村の医療費の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。 　また、国保運営方針に基づいて、保険料水準の統一にあたっての課題の解消に向け、検討を進めるものとする。	項目番号の修正